二　第二種大麻草採取栽培者にあっては、当該有効期間の初日及び末日に所持した麻薬の品名及び数量並びに当該有効期間中に法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項に規定する加工の過程において製造された麻薬の品名及び数量

（発芽不能未処理種子の処理方法）

第十条の二　法第十八条の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　熱処理

二　燻蒸

（発芽不能未処理種子を譲り渡すことができる場合）

第十条の三　法第十八条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十八条に規定する方法による処理を行う者に大麻草の種子を譲り渡す場合

二　大麻草の研究その他の目的で、厚生労働大臣又は都道府県知事に大麻草の種子を譲り渡す場合

（発芽不能未処理種子の輸入等）

第十条の四　法第十九条第一項の規定により発芽不能未処理種子の輸入の許可を得ようとする大麻草栽培者は、別記第七号様式による申請書及び免許証の写し（大麻草栽培者以外の者にあっては、別記第八号様式による申請書）を、地方厚生局長に提出しなければならない。

2　法第十九条第二項の規定により発芽不能未処理種子の処理をした者は、その旨を地方厚生局長に報告しなければならない。

（法第十八条に規定する方法による処理をした大麻草の種子の輸入）

第十条の五　法第二十条の規定により法第十八条に規定する方法による処理をした大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けようとする者は、別記第九号様式による申請書に当該処理をした大麻草の種子であることを証する書類を添えて、地方厚生局長に提出しなければならない。

（犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関の帳簿の記載事項）

第十条の六　法第二十一条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　交付を受けた大麻草の種子の品名及び数量並びにその年月日

二　交付を受けた大麻草の種子につき、滅失その他の事故を生じたときは、当該事故に係る大麻草の種子の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項

（収去証の交付）

第十一条　法第二十二条の三第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻、大麻草の種子又は麻薬を収去しようとするときは、別記第十号様式による収去証を交付しなければならない。

（証票）

第十二条　法第二十二条の三第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第十一号様式によるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（収去証の交付）

第十一条　法第二十一条第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻を収去しようとするときは、別記第六号様式による収去証を交付しなければならない。

（証票）

第十二条　法第二十一条第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第七号様式によるものとする。